


文書番号	熱海市告示第	号	目次番号
決裁区分	[Redacted]		
収受	平成 18 ・ 3 ・ 17	保存年限	1 <input type="checkbox"/> 5 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 永
起案	平成 18 ・ 4 ・ 7	種目	公印承認欄 
決裁	平成 18 ・ 4 ・ 11		
施行	平成 . .	付記	
完結	平成 . .		
主管	[Redacted]	建設部	先方の文書
		建築住宅課	. . 付 熱建建第 1862-1 号外
合議	[Redacted]		起案者 [Redacted]
あて先	[Redacted]	発信者名	<input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 助役 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> 収入役 <input type="checkbox"/> ()
標 題 開発行為、宅地造成に関する工事及び風致地区内行為の許可申請について			
[照会 回答 通知 依頼 報告 復命 実施 申請 制定 指令 決定 <input checked="" type="checkbox"/> 許可 ()]			
このことについて、[Redacted] から別添のとおり申請があり、その内容を審査したところ、別添審査表のとおりであるので、許可し、別案により通知してよろしいか。 案の1…開発、案の2…宅造、案の3…風致			

宅地造成等許可 審査表

申請者	
設計者	連絡先

開発(敷地)面積	19,992.84 m ² (> 3,000m ²)	造成(切壁)面積	15,992.40 m ²
市の意見			
他法令	ア 道路、イ 河川、ウ (風致)、エ (開発行為)、オ その他 ()		

項	目	申請内容・指示事項等	可否
申請書(記入・内容)			
添付図書	1 位置図、地形図、公図、求積図	別紙	✓
	2 現況写真		✓
	3 土量計算書(5m以上の小段)		✓
	4 平面図(造成計画、排水計画一切盛色分)		✓
	5 断面図(縦断、排水計画)		✓
	6 展開図(水抜穴、Exp. J、壁部処理)		✓
	7 構造計算書、構造詳細図、資格証明		—
	8 流域図、流量計算、流末処理		✓
	9 設計者の資格(5m以上)		—
	10 隣地施工承諾一要(有・無)		—
	11 その他		—
R	条件(係数、強度、内部摩擦角、摩擦係数)		—
C	安定計算(転倒、滑動、沈下、地耐力、載荷重)		—
擁壁	配筋(Fc、隅角補強、計算・図面照合)		—
	構造図(水抜穴径75、裏込、凍結多孔管)		—
	杭等の計算		—
練積	標準図、土質、水抜穴、全面側溝		✓
	2m平地		—
擁壁	安定計算(Ka、前面勾配、背面勾配、内部摩擦角)		—
	その他		—
排水	流域(敷地内・外)		✓
	流出係数(0.9、0.6)		✓
計算	系統別排水計算(流速V<4.5m/sec、流量Q)8割水深		✓
	流末処理(河川、側溝、浸透溝<浸透面積>3㎡/sec)		✓
	埋込パイプA200以上 U字溝 240以上 勾配、流れ		✓
Ht/L			

宅地造成等許可添付図書 審査表

番号	図 書	明 示 す べ き 専 項	縮 尺	備 考	可	否
1	位 置 図	方位、施工箇所（赤枠で囲む）	1/10,000 以上		✓	
2	案 内 図	方位、道路及び目標となる地物 施工箇所（赤枠で囲む）	1/500 以上		✓	
3	現 況 写 真	2方向以上、カラー写真、撮影 方向位置図を添付			✓	
4	流 域 図	流域面積、流域が2か所以上に 分れる場合は色分けで表示	1/2,500 以上		✓	
5	流 域 計 算 書	浸透槽を設置する場合は、浸透 槽の検討も行うこと。			✓	
6	土 量 計 算 書	計画断面図より算出			✓	
7	公 図 写	区域を赤枠で囲む。道路は赤色 水路は青色で着色			✓	
8	求 積 図	敷地及び造成区域を求積	1/500 以上		✓	
9	計 画 平 面 図	区域を赤枠で囲む	1/1,000 以上		✓	
10	造 成 計 画 平 面 図	切土は黄色、盛土は赤色	1/1,000 以上	規模により計画平面 図との併用も可	✓	
11	排 水 計 画 図	排水施設的位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、 水の流れる方向及び吐口的位置並びに放流先の名称	1/1,000 以上	規模により計画平面 図との併用も可	✓	
12	計 画 断 面 図	高さ、勾配、計画前の断面及び 法面の保護の方法	1/100 以上	横断及び縦断。規模 に応じ2か所以上	✓	
13	構 造 図	擁壁、配筋、排水施設、その他 全ての構造図	1/50以上		✓	
14	構 造 計 算 書	鉄筋コンクリート造擁壁は必ず 添付			—	
15	設計者の資格証明	宅地造成等規制法施行令第18条に 基づく資格要件を満たす証明書の写し			✓	
16	同 意 書				—	
17	そ の 他	保安林、農地、自然公園、砂防指定地、道路、河川占川、指定文化財、地す べり防止区域など、関係官公署の許認可の手続き状況の記入又は許可書の写			—	

風致地区内行為許可申請書等審査表

1 行為の種類

工作物の設置
木竹の伐採

宅地の造成

2 敷地の面積

19,992.84 m²

3 風致地区の種類別

第 2 種

4 許可基準、指導基準との適合

区 分		第 1 種	第 2 種	本 件	判 定	備 考	
許 可 基 準	高 さ	8m以下	15m以下	5.00 m	O.K.	高さは擁壁の高さ	
	建 率	20%以下	40%以下	%			
	道 路 後 退 距 離	3m以上	2m以上	m			
	隣 地 後 退 距 離	1.5m以上	1m以上	m			
	地 盤 面 の 高 低 差	6m以下	9m以下	m			
審 査 基 準	建 築 物 の 幅 0.1ha以上	50m以内	80m以内	m		高さ	
	建 築 物 間 の 距 離 0.1ha以上	高い方の 建築物の 高さ以上	高い方の 建築物の 高さの3/4 以上	m			
	基 準 距 離	m	m				
	・最低地盤面からの高さ ・8m未満は8m以上						
	緑 地 率 (宅地造成等)	50%以上	30%以上	32.75%	O.K.		
	緑 地 帯 の 幅 0.5ha以上	以上	5m 以上	5.0 m	O.K.		
土 地 の 形 質 変 更 率 0.5ha以上(宅造)	60%以下	80%以下	79.99%	O.K.			

風致地区内行為許可申請書等審査表

行為	図面等	有無	行為	図面等	有無	行為	図面等	有無	備考
建築物等の新築等	案内図	有	宅地の造成等	案内図	有	木の伐採	案内図	有	
	配置図	有		現況図	有		現況図	有	
	植栽計画図	有		計画平面図	有		現況写真	有	
	公図写	有		公図写	有				
	平面図	有		縦横断面図	有				
	立面図	—		行為地面積算定図	有				
	断面図	有		現況写真	有				
	地盤算定図	—		土地使用者承諾書	有				
	敷地面積算定図	有		緑地面積算定図	有				
	現況写真	有							
	土地所有者承諾書	有							
	緑地面積算定図	有							

6 市意見、市意見に対する是正措置、審査結果、審査経過等

					別紙参照
是正措置					
審査結果					

7 他法令

宅地造成等規制法

都市計画法(開発行為)

申請者： ██████████

開発区域： 熱海市伊豆山宇嶽ヶ ██████████ 外？筆

連絡先： ████████ 氏 FAX ██████████

送付日： 平成18年3月6日

【不足書類等】

1. 宅地造成工事の申請書
2. 風致地区内行為の申請書
3. 風致地区内行為の施行方法書（工作物の設置・宅地の造成・木竹の伐採）計3種類
4. 都市計画法第32条の同意・協議書
5. 開発行為の施行同意書（開発区域内のすべての権利者の同意書が必要です。）
6. 申請者の資力・信用（ハンドブック P439 の書類が必要です。）
7. 工事施行者の能力（ハンドブック P441 の書類が必要です。）
8. 土地の登記簿
9. 区画測量図（区域の求積図）
10. 開発行為許可申請書 1 地番を ██████████ 外〇〇筆と記入し、別紙に外〇〇筆を記入
11. 開発行為許可申請書 9 その他必要な事項 宅地造成に関する工事の許可申請・風致地区内
行為許可申請 併願と記入
12. 開発行為許可申請書 あて先は静岡県知事 石川 嘉延
13. 添付書類は、正本はコピーではなく原本を添付してください。副本はコピー可
14. 給水承諾書
15. 土量計算書

※ 上記の書類等が不足しています。

※ 書類の内容については、後日連絡予定です。

申請者：[REDACTED]
開発区域：熱海市伊豆山字嶽外 26 筆
連絡先：[REDACTED] 氏 FAX [REDACTED]
送付日：平成 18 年 3 月 27 日

【質疑事項及び修正依頼】

- ① 各申請書及び委任状に日付を記入してください
- ② 開発行為 別紙 所在及び地番 公図写しから読むと [REDACTED] の一部、[REDACTED] の一部に見えますが？
- ③ 宅造・風致申請書 所在及び地番 外 26 筆記入
- ④ 宅造申請書 5 宅地の面積 不適
- ⑤ 宅造申請書 6 イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ 記入
- ⑥ 風致申請書 第 2 号 伊豆山風致地区
- ⑦ 風致申請書 地目 原野・山林 記入
- ⑧ 風致申請書 その他工作物 新築 囲む
- ⑨ 風致申請書 土石の類の採取 囲まない
- ⑩ 風致地区内行為承継届 【別紙】 添付
- ⑪ 施行方法書（工作物） 種類 施行方法書（宅造）
- ⑫ 施行方法書（工作物） 高さ 5.0m
- ⑬ 施行方法書（工作物） 構造 コンクリートブロック積擁壁
- ⑭ 施行方法書（宅造） 土量 58,880 m³
- ⑮ 施行方法書（宅造） 目的 宅地の造成
- ⑯ 施行方法書（宅造） 現況 裸地、山林、仮設道路
- ⑰ 施行方法書（宅造） 土留 コンクリートブロック積擁壁
- ⑱ 施行方法書（宅造） 排水 U形側溝
- ⑲ 施行方法書（宅造） 河川との距離 測定し記入
- ⑳ 施行方法書（宅造） 緑地の面積 5537.90 m² 内訳 自然の緑地、人口の緑地 記入 緑地率 27.70% 高木、低木、その他 記入
- ㉑ 施行方法書（伐採） 樹齢 5～10 年
- ㉒ 施行方法書（伐採） 樹高 3～5m
- ㉓ 施行方法書（伐採） 本数 記入
- ㉔ 現況写真（撮影位置図を含む）申請地全体が分かるような枚数の添付
- ㉕ 設計者申告（法附則）を削除
- ㉖ 設計者申告 施行規則第 19 条の該当 トを囲む
- ㉗ 申請者申告（法附則）を削除
- ㉘ 申請者申告 設立 昭和 62 年 5 月 23 日

29. 申請者申告 宅地建物取引業の許可書の写し
30. 申請者申告 法人税又は所得税の納税証明書
31. 申請者申告 資金計画書 (1 収支計画 2 年度別資金計画)
32. 申請者申告 借入金又は自己資金で行う場合 融資証明書又は残高証明書
33. 申請者申告 財務諸表 直近年度のもの
34. 施工者申告 法人税 ¥27,900
35. 施工者申告 印鑑証明書
36. 施工者申告 ■■■■■の免許書の写し
37. 設計説明書 1 (1) 記入
38. 設計説明書 1 (2) 将来計画がある場合記入
39. 設計説明書 2 (1) 記入
40. 設計説明書 2 (2) 最低地 401.0 平均 402.5 差 49.0
41. 設計説明書 2 (2) 市道七尾本宮線 幅員 7.2m
42. 設計説明書 2 (3) 都市計画法の欄 用途地域を記入
43. 設計説明書 3 (1) ごみ置場は、自己用に記入
44. 設計説明書 3 (1) 緑地帯は、公共施設に記入
45. 設計説明書 3 (1) 最小区画 252.5 m²
46. 設計説明書 3 (2) 図面から読むと $16,397.54 / 19,992.84 = 82.02\%$ です。この数値では、風致の許可基準を満たしていません。80.00%以下にしてください。
47. 設計説明書 4 (1) 沈砂池の容量を施設概要に記入 $V = \bigcirc\bigcirc \text{ m}^3$
48. 設計説明書 4 (2) 最大と平均値が同一です
49. 設計説明書 4 (5) 給水承諾書の添付
50. 設計説明書 4 (8) 公道の現況 幅員 7.2m
51. 設計説明書 4 (8) 幹線道路を開発道路に訂正してください。
52. 設計説明書 4 (9) ごみ置場 4.5 m² 3箇所 6.4 m² 1箇所
53. 設計説明書 4 (10) 防火水槽の構造記入
54. 設計説明書 4 (11) 防災資機材倉庫の構造を記入
55. 設計説明書 5 記入不要
56. 設計説明書 8 公園の設計図書の添付
57. 設計説明書 9 (1) 現況図等に 10 本及び 1 本を図示
58. 設計説明書 9 (1) 現況図に 1,000 m²を図示
59. 設計説明書 9 (2) イ 客土を削除し、埋戻し土 面積は 1961.40 m² 合計も 1961.40 m²
60. 設計説明書 11 区分 営業用施設 (自己用含む) 記入 施設名 宅地 ごみ置場 管理者 購入者
61. 設計説明書 11 公共施設 緑地を記入 管理者 申請者? 熱海市? のどちらか
62. 鳴沢川の流下能力の検討 (河川管理者との協議)

- ⑥3. 都市計画法第32条の同意・協議書（道路、公園、防火水槽等）
- ⑥4. 排水計画及び沈砂池検討 排水面積 15.2 ㎡の内訳 裸地は 1.95+1.99 ㎡ではないか？
- ⑥5. がけの断面図 盛土法定規図 小段勾配 2～5%にしてください。
- ⑥6. がけの断面図 構造図に土質を記入
- ⑥7. 土地の権利関係が相違しています。（別紙参照）
- ⑥8. 権利者の同意が必要です。

※ 土地の形質の変更率が風致地区内行為の許可基準（80.00%以下）を満たしていません。数値の変更により、申請書等の記載事項が変更になる可能性があります。

※ この後の提出書類の内容により、再度質疑及び修正依頼をする場合があります。

（印）

3/6 書類事務所到着（事前不足書類審査）

3/6 不足書類一覧送付

3/17 市から送付受付

3/22 土地登記簿受取

3/27 修正依頼 1 回目 後藤氏手渡し

4/4 来所修正

・除く 31、32、33、37、38、39、62、68、

4/6 来所修正

37、38、39、62

指摘事項 62 について

建設課[]と協議の結果、鳴沢川の流下能力は、本申請地を含む広大な流域を見込んで河川改修計画があり、一部を残して完了している。また、本開発完了後も十分な流下能力があると河川管理者が判断している。

4/7 来所修正 完了

熱土第 1862-1 号
平成 18 年 月 日



熱海市長 川口 市雄 印

都市計画法第 29 条の開発行為について (許可)

平成 18 年 3 月 6 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 条第 1 項の規定に基づき、下記により許可します。

開 発 行 為 の 概 要	1	開発行為の含まれる地域の 名 称 、 地 番	熱海市伊豆山字嶽ケ の各一部、 熱海市伊豆山字水立 の各一部
	2	開発行為の目的及び 開発区域の面積	宅地分譲 19,992.84 m ²
	3	予定建築物の用途	専用住宅
	4	工事施工者住所氏名	
	5	工事着手年月日	許可の日
	6	工事完了年月日	着手日から 12 ヶ月
	7	自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	その他のもの
	8	法第 34 条の該当号及び 該当する理由	該当なし
	9	その他必要な事項	宅地造成規制法、静岡県風致条例 併願

許可に附した条件 裏面のとおり

条件に関する教示 裏面のとおり
別紙

許可に附した条件

1 工事施工に当たっては、工事に関わる法令を遵守し、申請書に記載された施工方法に則り施工すること。工事に関わる法令に違反した場合は、必要な手続きを経て、許可を取り消す場合があります。

2 工事着手に当たっては、あらかじめ着手届に工事工程表及び緊急時の連絡体制表を添付して提出すること。

なお、工程表より工事が遅延した場合には、遅延理由書を提出すること。

3 工事完了後、掘削等の特別な方法によらなければ、形状・寸法等が確認できない箇所については、各工程が明確に判定できるように写真を撮影しておくこと。

申請書に記載されている、盛土の一層毎の転圧状況、擁壁の栗石基礎の施工状況等には、特に留意し、写真撮影をしておくこと。

工事写真の撮影に当たっては、(開発許可ハンドブック「静岡県都市住宅部土地対策室編集」記載の「写真の整備について」)の方法によること。

なお、必要に応じ中間検査を実施する場合があります。

4 盛土の施工に当たっては、盛土材に、雑草・樹木の根・有機物を含む表土・雑物等が混入しないよう留意すること。

5 造成後の宅盤についても、十分な締固めを行うこと。

6 開発行為の許可を受けた開発区域内の土地においては、工事の完了公告があるまでは建築物を建築しないこと。

ただし、当該開発行為に関する工事用の仮設建築物を建築するとき、その他県知事が支障ない認めるときは、この限りでない。

7 開発行為を廃止する場合には、廃止の届出を行うとともに、工事により損なわれた公共施設等の機能の回復を図ること。

8 工事施工中の防災措置を十分行うこと。

9 許可のあった日から起算して、2年以内に工事に着手しない場合及び長期間にわたって工事が中断した場合は、必要な手続きを経て、許可を取り消すことがあります。



写

熱建建第 1862-1 号
平成 18 年 4 月 11 日



熱海市長 川口 市雄



都市計画法第 29 条の開発行為について (許可)

平成 18 年 3 月 6 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 条第 1 項の規定に基づき、下記により許可します。

開 発 行 為 の 概 要	1	開発行為の含まれる地域の 名 称 、 地 番	熱海市伊豆山字嶽ケ の各一部、 熱海市伊豆山字水立 の各一部
	2	開発行為の目的及び 開発区域の面積	宅地分譲 19,992.84 m ²
	3	予定建築物の用途	専用住宅
	4	工事施工者住所氏名	
	5	工事着手年月日	許可の日
	6	工事完了年月日	着手日から 12 ヶ月
	7	自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	その他のもの
	8	法第 34 条の該当号及び 該当する理由	該当なし
	9	その他必要な事項	宅地造成規制法、静岡県風致条例 併願

許可に附した条件 裏面のとおり

条件に関する教示 別紙のとおり

許可に附した条件

- 1 工事施工に当たっては、工事に関わる法令を遵守し、申請書に記載された施工方法に則り施工すること。工事に関わる法令に違反した場合は、必要な手続きを経て、許可を取り消す場合があります。
- 2 工事着手に当たっては、あらかじめ着手届に工事工程表及び緊急時の連絡体制表を添付して提出すること。

なお、工程表より工事が遅延した場合には、遅延理由書を提出すること。

- 3 工事完了後、掘削等の特別な方法によらなければ、形状・寸法等が確認できない箇所については、各工程が明確に判定できるように写真を撮影しておくこと。

申請書に記載されている、盛土の一層毎の転圧状況、擁壁の栗石基礎の施工状況等には、特に留意し、写真撮影をしておくこと。

工事写真の撮影に当たっては、(開発許可ハンドブック「静岡県都市住宅部土地対策室編集」記載の「写真の整備について」)の方法によること。

なお、必要に応じ中間検査を実施する場合があります。

- 4 盛土の施工に当たっては、盛土材に、雑草・樹木の根・有機物を含む表土・雑物等が混入しないよう留意すること。
- 5 造成後の宅盤についても、十分な締固めを行うこと。
- 6 開発行為の許可を受けた開発区域内の土地においては、工事の完了公告があるまでは建築物を建築しないこと。

ただし、当該開発行為に関する工事用の仮設建築物を建築するとき、その他県知事が支障ない認めるときは、この限りでない。

- 7 開発行為を廃止する場合には、廃止の届出を行うとともに、工事により損なわれた公共施設等の機能の回復を図ること。
- 8 工事施工中の防災措置を十分行うこと。
- 9 許可のあった日から起算して、2年以内に工事に着手しない場合及び長期間にわたって工事が中断した場合は、必要な手続きを経て、許可を取り消すことがあります。

副

(案)の2
宅地造成に関する工事の許可通知書

1811-2

※ 許 可 通 知 書	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については下記の条件を附して許可しましたので通知します。				
	許可番号	第1811-2	都道府県知事 特定都市の長 中核市の長 特例市の長	熱海市長 川口市雄 印	
	年	月	日		
条件					
1	造成主住所氏名	[REDACTED]		TEL: [REDACTED]	
2	設計者住所氏名	[REDACTED]			
3	工事施行者住所氏名	[REDACTED]		TEL: [REDACTED]	
4	宅地の所在及び地番	熱海市伊豆山字嶽ケ [REDACTED] 外25筆			
5	宅地の面積	19992.87	1992.84	平方メートル	
6 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	15.992.40		平方メートル	
	ロ 切土又は盛土の土量	切土	56.320	立方メートル	
		盛土	2.560	立方メートル	
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
			工川下り積壁	0~5メートル	278.5メートル
	ニ 排水施設	番号	種類	内のり寸法	延長
			U型側溝	24~30センチメートル	1175メートル
					メートル
	ホ 掛け面の保護の方法	擁壁または種子吹付			
	ヘ 工事中の危害防止のための措置	仮設水路及び沈砂池の設置			
ト その他の措置					
チ 工事着手予定年月日	許可の日から				
リ 工事完了予定年月日	着手日から12ヶ月				
又 工程の概要					
7	その他の必要な事項				

[注意]

- ※のある欄は記入しないで下さい。
- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、○印を付し、かつ資格を有する事を証明するに足る資料を本申請書に添付して下さい。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出て下さい。
- 7欄は、宅地造成に関する工事を施工することについて他の法令による許可、許可等を要する場合においてのみ、その許可等の手続きの状況を記入して下さい。



副

宅地造成に関する工事の許可通知書

写

※ この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については下記の条件を附して許可しましたので通知します。

許可番号 熱建第1811-号
18年4月11日

都道府県知事
特定都市の長
中核市の長 熱海市長 川口市雄
特例市の長

条件 別紙のとおり



1	造成主住所氏名	[Redacted] TEL: [Redacted]				
2	設計者住所氏名	[Redacted]				
3	工事施行者住所氏名	[Redacted] TEL: [Redacted]				
4	宅地の所在及び地番	熱海市伊豆山字嶽ヶ [Redacted] 外25筆				
5	宅地の面積	19992.89 1992.84		平方メートル		
6 工事の概要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	15.992.70		平方メートル		
		ロ 切土又は盛土の土量	切土	56.320	立方メートル	
	盛土		2.560	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
			コンクリート積層	0~5	メートル	278.5
	ニ 排水施設	番号	種類	内のり寸法	延長	
			U型側溝	24~80	センチメートル	1175
						メートル
	ホ	がけ面の保護の方法	擁壁または種子吹付			
ヘ	工事中の危害防止のための措置	仮設水路及び沈砂池の設置				
ト	その他の措置					
チ	工事着手予定年月日	許可の日から				
リ	工事完了予定年月日	着手日から12ヶ月				
ヌ	工程の概要					
7	その他の必要な事項					

[注意]

- ※のある欄は記入しないで下さい。
- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、○印を付し、かつ資格を有する事を証明するに足る資料を本申請書に添付して下さい。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出て下さい。
- 7欄は、宅地造成に関する工事を施工することについて他の法令による許可、許可等を要する場合においてのみ、その許可等の手続きの状況を記入して下さい。

教示

1 審査請求

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県開発審査会に対してすることができます。(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

上記1の審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熱海市を被告(訴訟においては熱海市長が被告の代表となります。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないとされていますが、①審査請求をした日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



公印承認	公印押印

起案

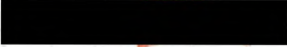
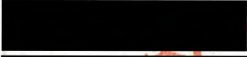
決裁 平成 年 月 日

施行 平成 年 月 日

(案)の3

別紙審査表のとおりであるので、
本書のとおり 許可 する。

熱建建 第 1891-3 号
平成 年 月 日



様

熱海市長 川 口 市 雄 印

風致地区内行為について(許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字嶽ヶ [Redacted] の各一部 [Redacted] 字水立 [Redacted] の各一部 [Redacted]
2 風致地区の名称	第2号 伊豆山 風致地区 第 2 種
3 行為地面積	19,992.84 平方メートル
4 行為の種類	工作物の設置 宅地の造成 木竹の伐採
5 工期	から まで 又は 許可日より 365日 程度
6 許可条件	(1) 工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2) 植栽計画を遵守すること。 (3) 工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4) 設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。



写

熱建建 第 1891-3 号
平成18年 4月11日

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

様

熱海市長 川 口 市 雄 

風致地区内行為について(許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字嶽ヶ [Redacted] の各一部 [Redacted] 字水立 [Redacted] の各一部 [Redacted]
2 風致地区の名称	第2号 伊豆山 風致地区 第2種
3 行為地面積	19,992.84 平方メートル
4 行為の種類	工作物の設置 宅地の造成 木竹の伐採
5 工 期	平成18年 4月11日 から 平成19年 4月10日 まで
6 許 可 条 件	(1) 工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2) 植栽計画を遵守すること。 (3) 工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4) 設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。

様式第55号（要領第23関係）

熱建まち第 69 号
平成18年3月17日

静岡県熱海土木事務所長 様

熱海市長 川 口 市 雄



開 発 行 為 許 可 申 請 に つ い て

このことについて、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] から別添のとおり申請があったので、送付します。

62-4



送 付 書

熱 建 建 第 75 号
平成 18 年 3 月 17 日

熱海土木事務所長 木村 忠幸 様

熱海市長 川口市雄



宅地造成等規制法第 8 条 1 項に基づく宅地造成に関する工事の許可申請書が別冊により提出されましたので調査したところ下記のとおりでありますからよろしくお取り計らいください。

1. 施行計画に関係ある公共施設及び管理者
 - (1) 道路 [静岡県 熱海市(町村) その他 [私道]]
 - (2) 河川、水路 [静岡県 熱海市(町村) その他 ()]
 - (3) その他 () [国・県・市(町村) その他 ()]
2. 都市計画関係
 - (1) 用途地域 内 (第 1 種中高層住居専用地域) ・ 外
 - (2) 特別用途地区 有 () ・ 無
 - (3) その他の地区規制 有 (第 2 種風致地区) ・ 無
3. 他法令の許可の有無
 - 都市計画法
4. 地目が農地の場合
 - (1) 第 1 種農地 (2) 第 2 種農地 (2) 第 3 種農地
5. 既存の公共施設等との関係
 - (1) 接続する既存の道路状況
 - ア. 幅員 7.2 m (市道：七尾本宮線) 3.19
 - 整備状況 舗装 砂利・その他 1042
 - イ. 幅員 m ()
 - 整備状況 (舗装・砂利・その他)
 - (2) 市町村営上水道給水可能の有無 (有 ・ 無)
 - (3) 公共下水道施設接続可能の有無 (有 ・ 無)
6. 文化財の有無 (有 ・ 無)



宅地造成工事許可(届出)について

報告先	文書番号	日付	発信者
支 所 長	第 号		
土木事務所長	第 号		土木事務所 支所長
都市住宅部長	第 号		土木事務所長(建築住宅課)
意 見 欄			
市	申請書類、内容等については土木事務所にて指導をお願いいたします。		
支 所			
土木事務所			
造成者	住所	氏名	TEL
設計者	住所	氏名	TEL
工事施工者	住所	氏名	TEL
宅地の所在	熱海市伊豆山字嶽外 26 筆		
宅地の面積	19,992.84 平方メートル	造成面積 (切盛土面積)	平方メートル

(別記様式第1号)

熱 建 建 第 74 号
平成 18 年 3 月 17 日

意 見 書

静岡県知事 石川嘉延様

熱海市長 川口市雄



風致地区内における行為（行為の変更）の許可の申請がありましたので、
次のとおり意見を付して送付します。

1. 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名）

[Redacted]

[Redacted]

2. 風致の維持に及ぼす影響

3. 許否及び許可の場合の条件に関する意見

4. その他

91-69



(別記様式第2号)

風致地区内行為許可申請書

内容審査結果書

氏名	[Redacted]	平成18年3月10日受付 熱海市第102号
申請場所	静岡県熱海市伊豆山字耳尾 [Redacted] の一部 [Redacted] の一部	
申請目的	宅地の造成・木竹の伐採・土石の類の採取	
風致の種類	1種・ 2種 (第2号 伊豆山 風致地区)	
区域・区分	緑地保全地区・市街化区域・市街化調整区域・ 指定なし	
用途地域の 種別	第1種低層住専・第1種中高層住専・ 第2種中高層住専 ・第1種住居 第2種住居・近商地域・商業地域・指定なし	
建蔽率	適合 ・不適合	高さ 適合 ・不適合
宅造規制	内 ・外	緑地率 - %
現地の状況	原野	敷地面積 11992.84 m ²
風致上支障 の有無	有	無
意見	土木事務所にて内容を指導してください。	
同時に受け なければ施 工できない 許認可	該当あり ・該当なし 法令の名称：宅地造成等規制法 平成18年 3月10日 平成 年 月 日	

※ 該当項目を○でかこむ。

風致地区内行為許可申請書について平成18年3月10日に調査したので、
その結果を上記のとおり報告します。

調査者（所属課・職・氏名）

建築住宅課 [Redacted]